

令和 年 月 日

様

あなたに対して介護老人保健施設和光園（以下「和光園」という。）が行う介護保健施設サービス・短期入所療養介護・通所リハビリテーションを提供するにあたり、介護保険法の趣旨に沿って、次の通り説明します。

この内容は重要ですので、十分ご理解下さいますようお願いいたします。

説明者 支援相談員

1. 施設の概要

- ① 施設名 介護老人保健施設 和光園
- ② 開設年月日 平成元年 11 月 1 日（認知症専門棟増築年月日平成 5 年 4 月 9 日）
- ③ 所在地 群馬県高崎市矢島町 4 4 9－2
- ④ 電話番号 027－367－7700（和光園：直通）
027－329－7667（和光園通所リハビリ：直通）
027－352－6212（駒井病院）
- ⑤ FAX番号 027－341－4209（和光園：直通）
- ⑥ 施設長 駒井 和子 （医師）
- ⑦ 介護保険指定番号 介護老人保健施設（1050280013 号）
- ⑧ 居室 個室 6 室
2人室 1 室
4人室 23 室
その他急変時対応部屋 1 室
- ⑨ 利用定員 入所 100 名（うち認知症専門棟 50 名）
＊ 短期入所療養介護・介護予防入所療養介護を含む
通所リハビリ・介護予防通所リハビリ 40 名

2. 施設・事業の目的及び運営方針

① 目的

- （1）介護老人保健施設は、要介護者に対し、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1 日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援することを目的とします。

- (2) 短期入所療養介護（以下「短期入所」という。）は、要介護者及び要支援者（以下「要介護者等」という。）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、和光園を一定期間ご利用いただき、医学的管理の下における看護・介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。
- (3) 通所リハビリテーション（以下「通所リハビリ」という。）は、要介護者等の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、和光園をご利用いただき、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、又必要に応じて口腔ケア、栄養ケアを行い利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とします。

② 運営の方針

高齢社会が進み老人人口が増加する中、核家族に代表される現代社会での生活形態の変容は、家族に大きな犠牲を払うことになる要介護利用者様を家庭に帰すことを大変困難にしています。しかしながら年老いた人たちにとって最も幸せなことは、生まれ育った家で家族と共に生活する事です。我々は地域社会と密着した介護老人保健施設を病院と家庭との架け橋の場と考えております。

③ 施設の特徴

永年培って来た老人医療専門病院を併設しているので高齢者の介護・看護等についての専門家が医師を含めて揃っています。

現在、透析患者の老齢化が進んでいる中で将来、人工透析センターを併設している和光園の役割は重要であると思われます。

3. 職員体制

運営規程別表第2の通りです。

4. 通所リハビリの営業日及び営業時間

営業日 月曜から日曜（祝祭日、年末年始も営業）

営業時間 午前9時から午後5時半まで。

（ただし、利用者の選定により通常要する時間を越えて行うリハビリの提供が必要と認められる場合は、この限りではない）

5. 施設サービス等の内容

約款別紙2（サービスの内容）の通りです。

6. 利用料の額

運営規程別表第3の通りです。

7. 事故発生時の対応

- ① 和光園は、事故発生時の対応のシステムについて、医療事故防止対策委員会で事故予防・対応マニュアルを定めるものとします。
- ② 和光園は、利用者に対する施設サービス等の提供について事故が発生した場合は、直ちに管理者の責任において必要な措置をとるとともに、利用者の家族等に連絡をします。また、死亡事故その他重大な事故については、遅滞なくその概要を県及び市町村に報告をすることとします。
- ③ 事故が発生した場合は、管理者はその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。事故に至らない出来事(インシデント)についても、同様とします。
- ④ 和光園は、施設サービス等の提供により和光園の責に帰すべき事由によって、利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、利用者に対して速やかに損害賠償を行います。

また、利用者の責に帰すべき事由によって和光園が損害を被った場合、利用者はその損害の賠償を求められることがあります。

8. 要望及び苦情処理の体制

- ① 和光園は、提供した施設サービス等に関し利用者または家族からの要望及び苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情対策委員会を設けています。
- ② 要望及び苦情の受付担当者は介護支援専門員とし、約款別紙3（苦情受付窓口）の手順に沿い処理を行います。
- ③ 利用者または家族の要望及び苦情を常時受け付けるため、所定の場所に「ご意見BOX」を設置します。

平成19年3月1日作成

平成25年4月1日改正

令和1年11月27日改正

別紙2 サービス内容説明書

1. 提供するサービスの内容

(介護老人保健施設・短期入所)

- ① 施設サービス計画・リハビリテーション実施計画・栄養ケア計画・短期入所療養介護計画（以下「施設サービス計画等」）の作成

和光園における施設サービス等は、施設サービス計画等に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・ご家族の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。なお、短期入所療養介護計画は相当期間以上継続して入所するご利用者に対し、居宅サービスの計画に沿って作成いたします。

- ② 医療

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

- ③ 看護・介護

施設サービス計画等に基づいて、利用者の心身の状況に応じた適切な看護・介護を行います。

- ④ リハビリテーション

施設内すべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。専門のスタッフが医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成し、計画に基づいてリハビリを行います。専門のスタッフによるリハビリは、各ホールで月曜から金曜日まで行っています。必要に応じて、居室でのリハビリも行います。機能訓練のほか、言語療法、作業療法、園芸療法等を行っています。

- ⑤ 栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理

保温・保冷車を導入し、管理栄養士による適温でバランスを考えた食事を提供します。食事は、健康状態が悪くない限り、食堂にておとりいただきます。

・朝食 午前8時 ・昼食 正午 ・夕食 午後6時

管理栄養士や栄養士は、ご利用者の栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理を行います。また、ご利用者の状態により、糖尿病食や腎臓病食などの治療食を提供します。

- ⑥ 入浴

週に最低2回の入浴になります。ただし、利用者の体調に応じて清拭となる場合もあります。

入浴に介助を必要とする利用者のためには、特殊車椅子のままで利用できる特殊浴槽で対応します。

⑦ 理美容

ご希望があった時に、理美容サービスを実施します。

- ・理美容サービスは、別途料金をいただきます。

⑧ 相談援助

利用者または家族からの入退所時や処遇上の相談に、適切に対応します。

⑨ 行政手続代行（短期入所は除く）

介護保険の要介護認定申請等、必要な手続きを代行します。

（通所リハビリ）

① 通所リハビリテーションサービス計画の作成

和光園におけるサービスは、医師の指示と通所リハビリテーション計画に基づいて提供されます。この計画は、診療や運動機能・作業能力検査等を基に、利用者にかかわるあらゆる職種の職員が共同し、心身の状況・その環境を踏まえて、リハビリの目標、目標達成の具体的な内容等を定めます。

計画は、居宅サービス計画に沿って作成され、また、ご本人・ご家族の希望を十分に取り入れ、計画の内容については同意をいただくようになります。

② リハビリテーション

施設内すべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

個別にリハビリを行う対象となる利用者に対しては、医師・看護職員・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等が共同して、利用者ごとに「リハビリテーションマネジメント計画・短期集中リハビリテーション計画」を作成します。この計画に基づき、医師または医師の指示を受けた理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が個別にリハビリを行います。

③ 口腔ケア、栄養ケア計画の作成

口腔機能の低下、又はそのおそれのある人には口腔機能改善計画書を作成します。

低栄養状態、又はそのおそれのある人には栄養ケア計画を作成します

④ 看護・介護

通所リハビリテーション計画に基づいて、利用者の心身の状況に応じた適切な看護・介護を行います。

⑤ 食事

保温・保冷車を導入し、管理栄養士による適温でバランスを考えた食事を提供します。管理のもと、治療食等の特別食を提供します。

⑥ 入浴

居宅サービス計画に基づいて、一般入浴・特別入浴サービスを行います。

⑦ 基本時間外施設利用サービス

何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用致します。

⑧ 相談援助

利用者または家族からの処遇上の相談に、適切に対応します。

2. 利用料金等について

(1) 利用料金

運営規程別表第2の通りです。

(2) 支払い方法

- ① お支払いは、金融機関での口座振替（自動引き落とし）で行います。
「預金口座振替依頼書」に必要事項をご記入し当園へご提出下さい。
- ② 領収書は再発行いたしませんので、大切に保管して下さい。

3. 医療機関との連携

和光園では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいています。

① 協力医療機関

- ・ 名 称 駒井病院
- ・ 住 所 群馬県高崎市矢島町449-2

② 協力歯科医療機関

- ・ 名 称 富所歯科医院
- ・ 住 所 群馬県高崎市矢島町1

4. 非常災害対策

- ① 防災設備 火災報知器、スプリンクラー、消火器、消火栓
- ② 防災訓練 年2回

5. 和光園利用にあたっての留意事項

(1) 入所・短期入所

① 面会

午前8時より午後8時までとします。

専門棟面会の方はエレベーターをご利用下さい。なお、2階の出入口には鍵が必要です。

和光園玄関の利用は月曜日から土曜日までの午後5時30分迄。5時30分以降と日曜日は、駒井病院玄関をご利用下さい。面会の際各フロアーに面会者カードを設置してありますので記載していただき、専用のボックスに入れていただきますようお願いいたします。

② 金銭・貴重品の持ち込み

原則としてお持ちにならないようお願いいたします。盗難・紛失に際しては和光園で責任は負いかねます。（例 腕時計、指輪、ネックレス、眼鏡、補聴器等）

③ 緊急時

緊急時、入院を要する場合、家族連絡が後になる場合が有りますのでご了承下さい。

④ ベッド移転

入所中、療養上の事由によりベッドを移転していただく場合が有りますのでご了承下さい。

- ⑤ 外出・外泊
- ・老人保健施設は安心して家庭に復帰して頂くための支援をさせて頂く役割を担っています。その前段階として外出・外泊を勧めています。ご協力をお願いします。
 - ・外出・外泊する際は主治医の許可を求めて下さい。
 - ・家族が責任をもって同行して下さい。
- 外出・外泊先及び帰園時刻等、必要な事項を必ずサービスステーションまでお申し出下さい。
- ⑥ 入所中、外出・外泊中の医療機関の受診
- 標準的な医療行為は和光園で行います。そのため、他の医療機関で受診したり、投薬を受けることはできません。もし、お出し頂いた場合は実費になることがあります。外出・外泊中も同様ですので、万一の場合、和光園にご連絡下さい。
- ⑦ 持ち込み禁止の品物
- ・テレビ、冷蔵庫等は持ち込み禁止
 - ・その他、入所に不適切なもの
- ⑧ 禁止事項
- ・入所者間の貸し借り
 - ・決められた時間・場所以外での喫煙
- ⑨ その他
- ・携帯電話は、なるべくお控え下さい。やむを得ず携帯電話をご利用の方は、指定の場所でお掛け下さい。
 - ・できるだけ利用者の方々と生活を共にする機会をお作り下さい。ボランティア参加も歓迎いたします。
 - ・連絡先が変わった場合は、必ず支援相談員にご連絡下さい。

(2) 通所リハビリ

- ① 金銭・貴重品の持ち込み（時計・補聴器・貴金属など）
- 原則としてお持ちにならないようお願いいたします。盗難・紛失に際しては和光園で責任は負いかねます。
- ② 緊急時
- 緊急時、入院を要する場合、家族連絡が後になる場合もあります。
- ③ 禁止事項
- ・利用者間の貸し借り
 - ・決められた時間・場所以外での喫煙
- ④ その他
- ・当日、通所リハビリを休まれる場合は、朝8時半までにご連絡下さい。
 - ・連絡先が変わった場合は、必ず支援相談員にご連絡下さい。

6. お持ちいただくもの

(1) 入所の場合

- ① 介護保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証又は健康保険証・高齢受給者証
身体障害者手帳をお持ちの方はご提示下さい。
- ② バスタオル5～6枚、フェイスタオル5～6枚、肌着5～6組、衣服3～4組、
パジャマ5～6組、靴下5組、上履き（現在使用中のもので結構です。）
- ③ 歯ブラシ、プラスチック製のコップ（一般棟のみ）、義歯ケース（義歯をご利用
の方）、入浴時の着替えを入れる大きめの袋2つ（一般棟のみ）、洗濯物を入れる
大きなビニール袋（専門棟のみ）、電気シェーバー（男性のみ）
- ④ 薬（手持ちの分で結構です）
- ⑤ 印鑑

(2) 短期入所の場合

- ① 初回に、介護保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証又は健康保険証・高齢
受給者証をお持ちください。
- ② バスタオル2～3枚、タオル2～3枚、肌着3～4組、衣服3～4組、パジャマ
3～4組、靴下3組、上履き（現在使用中のもので結構です。）
- ③ 歯ブラシ、コップ（プラスチック製が理想的）又は吸飲み
- ④ 薬（日数分）

(3) 通所リハビリの場合

- ① 初回・月初めに、介護保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証又は健康保険
証・高齢受給者証、健康手帳をお持ちください。
- ② バスタオル・タオル（入浴される方のみ）、着替え一式
- ③ 歯ブラシ（初回にお預かりさせていただきます）
- ④ おむつ（使用されている方のみ）
- ⑤ お洗濯物を入れるビニール袋（入浴される方のみ）
- ⑥ 昼のお薬
- ⑦ 連絡ノート（施設でご用意いたします）

以上、所持品には必ずご記名ください。

平成18年4月1日作成
平成19年4月1日改正
平成24年8月1日改正
平成25年4月1日改正
平成26年9月1日改正
平成27年8月1日改正
平成29年3月1日改正